

1-4-14. 奄美大島におけるノヤギの食害および捕獲状況に関する継続調査

中西 良孝

Further survey on damage from feral goats, and hunting and extermination of the animals in Amami-Oshima Island

NAKANISHI Yoshitaka

鹿児島大学農学部

Faculty of Agriculture, Kagoshima University

要 旨

奄美大島で飼育放棄され、野生化した山羊（以下、ノヤギ）は同じ草食哺乳類であるアマミノクロウサギ（以下、クロウサギ）の飼料資源となる野草類を採食し、クロウサギの生活圏を脅かしていることがマスコミにより報じられたが、ノネコやマンダースに比べ、ノヤギへの対応は遅れている。2010年に内閣府構造改革特別区域（以下、特区）内でノヤギが狩猟鳥獣として指定され、本格的な駆除事業が始まったが、特区指定後の生息や捕獲状況の詳細は不明である。本調査では、ノヤギの駆除を推進するための基礎的知見を得ることを目的とし、2013年に実施した調査に続き、最近のノヤギの実態を明らかにするため、野外で目撃観察するとともに、生息および捕獲状況について聞き取り調査を行った。湯湾岳山頂付近の目撃情報があったにもかかわらず、大和村側登山道入口付近ではノヤギの糞はほとんど見当たらなかった。一方、三太郎峠や奄美中央林道などの内陸部でノヤギの目撃情報が得られた。したがって、湯湾岳を含む内陸部でノヤギが増加する前に当該地域外で早期駆除を行う必要性が示唆された。2020年11月18～20日の野外観察で生息が確認出来たのは奄美市笠利町屋仁地区の3頭（成雄1および成雌2）のみであった。捕獲には生け捕り（ワナ猟）と銃猟があり、宇検村および瀬戸内町では前者、奄美市では銃猟が主流であった。狩猟者による捕獲は継続されているが、急傾斜地や断崖など危険箇所での捕獲は困難であるため、著しい個体数減少は認められなかった。以上より、特区指定後のノヤギは継続的に駆除されているものの、捕獲困難な場所では個体数が減少しておらず、むしろ当該場所で集団化し、群れを作っているものと推察され、目撃情報も勘案すると海岸部から内陸部へ生息域が拡大あるいは群れが移動している可能性が示唆された。

はじめに

奄美群島の世界自然遺産登録に向け、特別天然記念物であるアマミノクロウサギ（以下、クロウサギ）等の希少野生生物の交通事故対策およびノネコやマンダースの捕獲を含む外来種対策が積極的に講じられてきたこと等が奏功し、2021年7月に世界自然遺産登録が決定した。ノネコやマンダースに対し、奄美大島で飼育放棄され、野生化した山羊（以下、ノヤギ）は同じ草食哺乳類であるクロウサギの飼料資源となる野草類を採食し、クロウサギの生活圏を脅かしていることがマスコミで報じられたこと（南日本新聞2009年10月5日付）から、ノヤギへの対応は遅れている。2010年11月に内閣府構造改革特別区域（以下、特区）内でノヤギが狩猟鳥獣として指定され、狩猟期間中であれば特別な許可がなくても捕獲可能となり、本格的な駆除事業が始まったが、亘（2014）は特区指定後の狩猟によるノヤギの捕獲個体数が少ないことを指摘している。また、中西（2017）も特区指定後のノヤギの食害および捕獲状況を2013年11月に調査した結果から、ヒトを寄せつけず、捕獲困難な海岸付近の急

傾斜地でノヤギが多く生息していたため、駆除対策の著しい効果はみられなかったと報告している。しかしながら、それ以降の状況は不明である。

本調査では、奄美大島における外来生物の駆除を推進するための基礎的知見を得ることを目的とし、前報（中西 2017）の調査に続き、最近のノヤギの実態を明らかにするため、生息頭数や食害状況を踏査するとともに、捕獲状況について聞き取り調査を行った。

調査方法

2020年11月17日から同月20日まで鹿児島県大島郡の龍郷町、奄美市（住用町および笠利町）、瀬戸内町、大和村および宇検村の5市町村において調査を行った。奄美哺乳類研究会、奄美市市民部環境対策課および鹿児島県猟友会大島支部の関係者から事前の聞き取りを行い、ノヤギの出現場所を特定し、その情報に基づき、島内を自動車で移動しながらノヤギの頭数を目視で観察すると同時に、食害状況を観察した。また、奄美市役所、瀬戸内町役場および宇検村役場では、捕獲状況について聞き取り調査を行った。なお、国立公園内の特別保護地区については、環境省奄美群島国立公園管理事務所奄美野生生物保護センターのマンゲース防除事業で設置しているセンサーカメラで撮影されたノヤギの確認場所と目視による情報を聞き取った。

結果および考察

1. 生息および食害状況

奄美大島の最高峰である標高694mの湯湾岳は大和村と宇検村にまたがっており、山頂付近には希少な植物が生息していることから、国立公園の特別保護区に指定されている。湯湾岳の大和村側登山道入口の路上にはクロウサギの糞粒が多数観察され、生息数の回復がうかがえたが、ノヤギの糞はほとんど見当たらなかった。湯湾岳山頂付近でノヤギの目撃情報がマスコミによって報じられている（奄美新聞2018年11月23日付）が、本調査では大和村側登山道入口付近のみ踏査したため、山頂部や宇検村側登山道付近の状況を明らかにすることは出来なかった。一方、奄美市住用町にある三太郎峠や奄美中央林道などの内陸部でノヤギの目撃情報が得られた（鈴木・早瀬 私信）。前回の調査（中西 2017）では、海岸付近でノヤギを確認したが、本調査ではほとんど確認されなかったことから、海岸から内陸部へ生息域を広げているかまたは群れが移動している可能性が示唆された。市道三太郎線周辺におけるナイトツアー増加に伴う希少動物の輪禍を防止するため、2021年10月29日から夜間利用ルールの試行が開始し、車両通行が規制されている。今後、車両の通行量が減少した場合、ヒトと接触する機会が減ることでノヤギの警戒心が弱まり、当該地域での出現が増えるかもしれない。そのため、ノヤギが増加する前に当該地域外で駆除しておく必要がある。

今回の調査時期は11月であり、2013年の前回調査とほぼ同時期であったが、ノヤギが観察されたのは野外調査3日目（11月20日）の奄美市笠利町屋仁地区における3頭（成雄1および成雌2）のみであった。秋季になると野草が少なくなるため、ノヤギは日当たりのいい場所に生える野草を求め、日中には海岸線の草地で採食することが経験的に知られている。前回の調査においても、そのような状況が観察され、2日間の調査で延べ23頭のノヤギが確認された（中西 2017）。しかし、本調査でノヤギが観察されたのはわずかであった。これに

については、3日間の調査のうち、1および3日目は曇天または雨天であったため、森林内での庇陰行動（風雨除け）により海岸線にノヤギが現れなかったものと推察された。

前報(中西 2017)で指摘したような海岸線の斜面崩壊がさらに甚大化している状況はなく、ノヤギの食害による顕著な植生破壊や土壌流出は見受けられなかった。ただし、すでに崩壊した斜面の植生が回復せず、裸地となった場合、表土の保持力が低下するため、今後、豪雨発生時にさらなる土砂崩壊が発生する危険性が懸念される。

2. 捕獲状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法）の施行規則により定められている狩猟期間は北海道以外の区域で毎年11月15日～翌年2月15日（北海道は10月1日～翌年1月31日）であり、特区内で狩猟鳥獣として指定されたノヤギについても野生鳥獣と同様である。狩猟者は狩猟免許を有し、当該都道府県において毎年の狩猟登録を行う必要があり、法定猟法に従って捕獲することが出来る。なお、特区指定により有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく個体数調整捕獲とは異なり、狩猟期間中に都道府県知事または市町村長への許可申請なく捕獲することが可能となっている。

生け捕りまたは銃猟されるまでノヤギは狩猟鳥獣とみなされ、環境省令が適用されるが、その後は牛、馬、豚および綿羊と同様に獣畜とみなされ、厚労省令が適用され、生け捕りされた個体はと畜場法、銃猟された個体は化製場等に関する法律に基づいてそれぞれ処理される。生け捕り個体はそのまま生体出荷したり、と畜場での処理後、枝肉として出荷したりする市場流通向けと都道府県に届け出てからと畜場で処理する自家消費向けの2つに分けられるが、行政側は食品衛生上の観点から前者を推奨している。一方、銃猟による捕殺個体については死亡獣畜取扱場で処理されるかまたは狩猟者によって許可埋却・焼却されるかが義務づけられている。

鹿児島県猟友会には12支部あり、大島支部の会員は約450名いるが、銃器の所持許可を得ることが年々難しくなっていることや絶壁で猟銃されたノヤギ遺体の回収が困難であることなどから、銃猟が減少し、ワナ猟が増加傾向にある。島内の猟友会は市町村ごとに存在し、各猟友会はさらにいくつかの班に分かれて捕獲を行っている。ちなみに、瀬戸内町猟友会は6～13名の狩猟者からなる4班で編成されている。龍郷町を除く直近（2019年）のノヤギ捕獲実績は奄美市50頭、大和村45頭、宇検村20頭および瀬戸内町150頭であった（奄美市民部環境対策課 私信）。奄美市猟友会では、会員の過半数が銃猟によるノヤギ駆除を行っており、捕獲実績報告の徹底化を図るため、今後、銃猟で統一する方向で検討しているとのことであった。一方、宇検村や瀬戸内町では、生け捕り（網やワナを利用）が主流であり、特に瀬戸内町猟友会会員の80%近くがワナ猟を行っており、定着している。なお、ノヤギ被害防除対策事業は各自治体が発注し、当該地域の猟友会が受託しているが、駆除に対する報奨金額の配分方法は各猟友会によって異なり、諸経費（銃器の弾丸、運搬用燃料および消毒剤等）の個人負担等の問題もあることから、今後、問題点を改善し、猟友会大島支部内で統一することが望ましいとの指摘があった（泉 私信）。

以上より、特区指定後のノヤギは駆除されているものの、捕獲困難な場所では個体数が減少しておらず、むしろ当該場所で集団化し、群れを作っているものと推察され、目撃情報も勘案すると海岸部から内陸部へ生息域が拡大あるいは群れが移動している可能性が示唆され

た。今後もノヤギの生息および捕獲状況について継続的な調査が必要である。

なお、特区指定によりノヤギが狩猟鳥獣に追加されたことで自治体の長の特別な許可を要せずに捕獲可能となったが、捕獲後は獣畜とみなされ、と畜場法が適用されるため、イノシシやシカのようにと畜場以外の場所で処理することが出来ない。このことが狩猟者にとっては負担であるため、捕獲意欲を低下させ、積極的に駆除しなくなるという問題がある。捕獲したノヤギの肉利用を促進するためには、と畜の簡略化や簡易施設が必要であり、食品衛生法に従って適切に処理するのであればと畜場を介さずに済むような簡易と畜を認めてほしいという地元猟友会からの要望があった。また、鳥獣保護管理法によれば、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合を除き、捕獲場所に捕獲物等を放置してはならないとされている（環境省 2015）が、ヒトが近づけない危険箇所で銃猟したノヤギの回収は不可能であるため、埋却とせず、放置を認めてほしいという要望もあった。これらは厚労省令や環境省令の適用が隘路となって派生した問題であることから、今後、と畜や捕殺個体の処理に関する規制緩和を求めるためにさらなる特区申請を奄美5市町村共同で行うべきであり、ここに提言する。

謝 辞

本調査を実施するに当たり、自動車で同行していただいた奄美哺乳類研究会の永江直志氏、ノヤギの生息状況や捕獲状況に関する情報を提供していただいた奄美市猟友会の泉 正明会長ならびに奄美市環境対策課自然環境係の丸太 学係長に感謝する。また、生息状況に関する情報をご提供いただいた環境省奄美群島国立公園管理事務所奄美野生生物保護センターの鈴木真理子希少種保護増殖等専門員ならびに早瀬穂奈実国立公園管理官に深謝する。さらに、宇検村役場産業振興課の栄 平四郎課長ならびに瀬戸内町役場農林課農林整備係の能島延光係長には捕獲状況に関する情報を提供していただいた。ここに謝意を表する。

引用文献

- 環境省（2015）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う留意事項について．[<https://www.env.go.jp/hourei/11/000640.html>]
- 中西良孝（2017）薩南諸島のノヤギ問題と対策について．pp.206-214． In 奄美群島の外来生物．鹿児島大学生物多様性研究会編，南方新社，鹿児島．
- 亘 悠哉（2014）奄美大島の外来哺乳類：生態系への影響と対策の現状．森林技術，867：20-23．